

亀山市公告第19号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、当該計画を亀山市産業環境部農林振興課農林政策グループに備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月18日

亀山市長 櫻井 義之